

工事特別仕様書

- 1 工事名 農村地域防災減災事業(河川応急) 大坪地区 起伏ゲート製作据付工事
2 工事場所 薩摩郡さつま町求名地内
3 工期 令和10年2月29日限り【2箇年債務負担工事】

第 1 章 総則

- 1 農村地域防災減災事業(河川応急) 大坪地区の施工に当たっては、鹿児島県農政部制定の(1)、(2)及び農林水産省農村振興局制定の(3)、(4)の図書並びに「工事請負契約書」及び「設計図書」に基づいて実施する。共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。
- (1)「農業土木工事共通仕様書(令和7年10月)」(以下「共通仕様書」という)
(2)「農業土木施工管理基準(令和6年10月)」(以下「施工管理基準」という)
(3)「施設機械工事等共通仕様書(令和8年3月)」
(4)「施設機械工事等施工管理基準(令和4年3月)」
- 2 工事施工条件明示
別紙1「工事施工条件明示」のとおり。

第 2 章 工事内容

- 1 目的
この工事は、農村地域防災減災事業(河川応急) 大坪地区の事業計画の一環として、起伏ゲート製作据付の施工を行うものである。
- 2 工事概要
本工事の概要は次のとおりである。
主要工事内訳

工種	場所	数量	備考
起伏ゲート製作据付	鋼製起伏堰(ゴム袋体支持式)	1.0 式	
	SR堰 21.4m×1.6m		

- 3 工事数量
本工事の数量は、設計図面及び参考資料による。

第 3 章 現場条件

- 1 関連工事
近接に、次の工事を発注する計画であるため、その工事受注者と災害防止協議会等を設立し、情報共有、及び事故防止に努めなければならない。
・ 農村地域防災減災事業(河川応急)大坪地区 土木工事
仮設工事、護岸工事
- 2 関係機関との連絡調整
契約締結後速やかに、さつま町農林課、管理者へ工事概要を説明すること。
- 3 営農との関連
畑、水田等に立ち入る場合は、土地所有者の承諾を事前に得てから、立ち入り工事施工することとし、施工方法について土地所有者と十分協議し、営農に支障のないよう施工すること。
また、周辺の農地についても地権者と連絡を密に行い、営農に支障のないよう施工すること。
- 4 第三者に対する措置
(1) 騒音・振動対策
・ 第三者(隣接建物等)への騒音・振動対策については、特に注意をはらい施工に当たっては、騒音・振動による被害を防止するため、十分な調査・計画をたてること。
また、ブロック積や墓・宅地・構造物等にヒビ、亀裂等が入らぬよう特に注意して施工するとともに毎日1回被害状況を調査すること。
資材等の運搬車両が宅地近辺の県道、町道等を通過する際においても騒音・振動対策に注意すること。
周辺住宅とは、日頃より工事工程等の連絡を行い、良好な対話を図っておくこと。
なお、施工が原因で既存構造物、河川、作物等への被害が生じた場合は、受注者の責任において処理するものとする。

- (2) 保安対策
通行止め等、工事箇所近隣の居住者等とは、工事工程を報告する等、積極的に地元対策を実施し、トラブルがないようにすること。通行人の安全確保は十分に行うこと。
 - (3) 第三者の指導
工事中、関係の地元住民や官公署より指導を受けた場合は、直ちに監督職員に報告し、指示を受けなければならない。
 - (4) 既存の建造物
工事の施工にあたり、他の建造物、立木等に影響があるときは、監督職員と立会いを行い入念な注意と防護をすること。万一、これらに損傷を与えた場合は、受注者の責任をもって直ちに復旧または補償しなければならない。
 - (5) 公害対策
 - 1) 工事の実施にあたっては、水産動植物等に十分配慮し、積極的な汚濁防止対策に努めること。
 - 2) 工事の発生材(ゴミ等も含む)持ち帰るなど、河川環境保全に努めること。
 - 3) 工事施工中に発生する粉塵等については、飛散防止対策を徹底するとともに、河川への流入や落下物等を防止するための対策を図ること。
- 5 . 建設副産物
- (1) 適正処理に係る確認方法は次のとおりとする。
 - 1) マニフェスト情報を収録した磁気媒体(CSV形式)による確認
 - 2) 受渡確認票による確認
 - (2) 工事完成書類に添付するマニフェストは、E票(写し)とする。
また、工事完了時点でE票が元請業者に返送されていない場合については、A票、B2票及びD票のうち元請け業者で保管する最新の票の写しを添付すること。
但し、この場合においても事後に元請け業者にE票が返送され次第、E票を提出すること。
- 6 . 有価物処分
- 本工事で発生する鉄くず(スクラップ)については、実取引価格により変更する。

第 4 章 仮設

1 . 工事用道路(維持管理)

- 近隣の県道、町道等を現場搬入道路として利用することとするが、一般通行に支障をきたさないよう、受注者の責任において維持管理しなければならない。
また、道路使用前に発注者及び道路管理者と現地確認を行い現状を把握した上で、写真等で記録する。
なお、補修が必要となった場合は、受注者の責任の有無等を踏まえ、設計変更に係る協議を行うことができるものとする。

第 5 章 工事用地等

1 . 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地、及び工事施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)は、平面図及び用地実測図のとおりである。詳細については、監督職員の指示に従うこと。

2 . 受注者の裁量による工事用地等

発注者が確保している工事用地以外の用地(現場事務所及び資材仮置き場等)を受注者の裁量で確保する場合は、必要な手続き(一時農地転用等)を経た上で、受注者の責任において処理するものとする。
必要な手続きを経た書面の写しを、監督職員に提出すること。
また、工事完了後地権者が、土地の返還に承諾する旨を確認できる書類を提出するものとする。

第 6 章 工事用電力

この工事に使用する電力設備及び電力料金は、受注者の負担とする。

第 7 章 機器及び材料

この工事に使用する電力設備及び電力料金は、受注者の負担とする。

1 . 起伏ゲートの製作に使用する機器、材料及び部品等

受注者が製作に使用する機器、材料及び部品等(以下「機器等」という。)は、構造、性能、機能について設計図書に記載された基準の品質又は同等以上の品質を有し、JIS 又はその他関係する規格基準に合格した機器等を使用するものとし、監督職員の承諾を得たうえで使用すること。
ただし、設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。

- (1) ゴム袋体支持式鋼製起伏堰
 型式:鋼製起伏堰(ゴム袋体支持式)
 純径間:21.4m
 扉高:1.6m
 倒伏水位:扉高+0.3m (1.9m)
 水密方式:前面三方ゴム水密
 開閉方式:圧縮空気圧入・排出方式
 起立角度:60°
 倒伏装置:機械式による自動倒伏
 駆動方式:エンジン駆動方式

- 2 . 機器
 製造業者の証明書等
 当該工事に使用する機器については、製造業者の規格証明書又は試験成績書を提出しなければならない。

- (1) 銘板
 受注者は、主要機器に、製造者名、製造年月、形式、製造番号、仕様等を明記した銘板を取付けなければならない。また、銘板は、JIS Z 8304(銘板の設計基準)に準ずるものとする。
- (2) 開閉装置
 1) 開閉方式は圧縮空気圧入・排出方式とする。また全開、全閉に要する時間は10～20分を想定している。

- 3 . 材料
 (1) 主要材料
 扉体 :SUS304を主体とする。
 戸当り :SUS304を主体とする。
 止水ゴム:合成ゴムとする。

- 1 . カタログ、各種成績書等

材 料 名	提 出 物	備 考
鋼材類	ミルシート	
合成ゴム	試験成績表、カタログ等	
開閉装置	試験成績表、カタログ等	

- 2 . 材料保管
 各種材料は、使用前に破損、変質の有無を検査し、破損品、変質品は使用してはならない。
 また、材料は破損変質を来さないように所定の場所に保管しなければならない。

第 8 章 施工

1 . 一般事項

- (1) 工事着手
 耕作地を使用する場合には、地権者に、了承を得た後に行うこと。
- (2) 水準点
 図面に示すKBMを、使用する。
- (3) 基準点等
 以下の測量成果を、使用する。
 ・ 農村地域防災減災事業(河川応急) 大坪地区 委託2-1
- (4) この工事の事業計画全体(営農防災計画を含む)について、監督職員と打合せを行い、営農に支障のない施設整備に努めなければならない。
- (5) 検測又は、確認
 この工事では、下記の段階の検測又は、確認について事前に監督職員と協議しなければならない。
 また、受注者は工程管理を密にし、検測、確認日の調整を行うよう努めなければならない。

工 種	作 業 段 階	備 考
製作工	工場での寸法、性能確認時	
据付	現地据付時	
据付後	試運転調整	

2 . 製作等

(1) 準拠すべき基準等

- 1) 水門鉄管技術基準(水門鉄管協会)
- 2) 鋼構造物計画設計技術指針「水門編」(農林水産省)
- 3) 土地改良事業計画設計基準(農林水産省)
- 4) 河川管理施設等構造令・同施工規則(国土交通省)
- 5) 水門開閉装置技術基準(国土交通省)
- 6) 施設機械工事等設計の手引き(農林水産省)
- 7) 日本工業規格(JIS)
- 8) 電気規格調査会標準規格(JEC)
- 9) 日本電気工業会標準規格(JEM)
- 10) 電線技術委員会標準規格(JCS)
- 11) 労働安全衛生規則(厚生労働省)
- 12) その他関係諸法規

3 . 構造

(1) 鋼製扉体

- 1) 鋼製扉体は十分な強度と剛性を有し、想定される荷重に対して安全かつ漏水が生じない構造とする。
- 2) 鋼製扉体は所定の高さを保持出来る構造とする。
- 3) ゲートの水密は前面3方ゴム水密とし、水密ゴムの形状はいかなる状況においても、水密を保持し得ること。また、水密ゴムの取替は容易にできる構造のものとする。

(2) 戸当り

- 1) 戸当りは、荷重を安全にコンクリート構造物に伝えることのできる寸法、強度、剛性を有する構造とする。

(3) 塗装

- 1) ステンレス部材については酸洗いをを行うものとする。

4 . 運搬・据付

(1) 運搬

- 1) 現場への製品及び機材等の搬入に先立ち、搬入方法、経路、時期、現場事情等について施工計画書に記載し提出しなければならない。
- 2) 輸送中及び積み卸しの際、損傷や変形、歪みなどが生じないようにすること。
- 3) 現場の荷受け、保管は納入者の責任で行うこと。
- 4) さし枠装着又は物品積載装置の不正改造をしたトラック等が工事現場に出入りすることがないようにすること。

(2) 据付

- 1) 据付に際しては十分な経験と技術を有する技術者を現場代理人として任命し、対外交渉、工事工程及び労務管理などに当たらせ、工事の円滑な遂行を図らなければならない。
- 2) 河川内の工事については、非出水期(10月～5月)に施工すること。

第 9 章 施工管理

1 . 施工管理の基準

- (1) 施工管理基準に定めのない追加の項目とその管理基準は、監督職員と協議すること。
- (2) 施工管理基準の変更及び除外項目は、協議による。
- (3) 施工管理における値は、施工管理基準の管理基準値(参考)を満たす値、もしくは別途定めた社内規格値を採用するものとする。

第 10 章 条件変更の補足説明

この工事の施工に当たり、自然的または人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- 1 . 工事概要、工事数量に変更があった場合
- 2 . ラフテレーンクレーン、トラッククレーン及びクローラクレーンの賃料は、公共事業設計単価表の日標準賃料で積算しているが、賃貸期間がラフテレーンクレーン、トラッククレーンの合計で24日未滿となる場合、クローラクレーンで20日未滿となる場合は、通常賃料での積算として設計変更の対象とする。
- 3 . 架空線の防護措置
架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合には、監督職員と協議し契約変更の対象とする。

第 11 章 安全管理

- 1 . 工事施工の安全を期するため、共通仕様書第1章第1節1-1-44「諸法令、諸法規の遵守」の法律、規則等を守らなければならない。
- 2 . 交通管理については、工事現場内外のトラブル、交通事故の絶無を計り、一般交通の安全性を確保しなければならない。
- 3 . 工事現場を標示する工事板(工事予告版、工事名標識板、協力依頼板、協力感謝板等)は、規定の本数を規定の位置に設置すること。
また、工事区間内は車の通行に支障のないように路面を整理して、安全ロープ、防護柵、夜間標識、バリケード等を設置して、事故防止に努めなければならない。
- 4 . 斜面崩壊による労働災害の防止対策
本工事は、「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン(平成27年7月策定 厚生労働省)」の趣旨等を踏まえ、該当する施工箇所については、統括安全衛生管理体制の確立及び適切な統括安全衛生管理の実施及び作業主任者の選任等を実施すること。
- 5 . 交通誘導員の配置
 - (1) 本工事は、交通誘導員の配置を予定していない。但し、地元警察からの指導等により発注者が必要と判断した場合は、設計変更の対象とする。
- 6 . 工事施工のための安全対策は、別紙—1による。

第 12 章 電子成果品

- 1 . 本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「鹿児島県電子納品ガイドライン(令和8年3月):(以下、「ガイドライン」という。)に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。
【鹿児島県ウェブサイト】
ホーム>事業者の方々>社会基盤>公共事業>技術管理・検査>CALS/EC>鹿児島県の電子納品について
- 2 . ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は、電子媒体で成果品を提出する場合、正本1部、副本1部の計2部提出する。また、情報共有システムを用いた電子納品を行う場合は正本1部とする。電子納品レベル、納品方法及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定する。

第 13 章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項またはこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合には、必要に応じて監督職員と工事打合せ記録簿及び打合せ書により協議するものとする。

第 14 章 その他

1 . 検査

- (1) 工事は、関係機関の検査及びその他の関係機関の検査を受けることがある。その結果、手直し等を生じた場合は、受注者の負担でこれに応じなければならない。
- (2) 検査に当たっては、現場代理人及び主任技術者並びに施工管理責任者は立会いしなければならない。
- (3) 検査に必要な資料の提出及び測量器械並びにその他の機材の準備については、検査員の指示に従わなければならない。
- (4) 検査ヶ所の修復は、検査員の指示により受注者の負担で速やかにこれに応じなければならない。

2 . 監理技術者等の工事現場における専任について

- (1) 監理技術者等は専任で配置すべきであるが、ゲートの工場製作のみが行われ、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、工事現場への専任は要しない。
ただし、発注者と受注者の間で現場施工に着手するまでの期間を、打合せ簿等で明確にする必要がある。

3 . 債務負担工事に係る支払い

- (1) 本工事は、2箇年に及ぶ債務負担工事であるため、年度ごとに支払い(前払金、部分払)及び検査を行う必要がある。
- (2) 年度ごとの支払額は予算の範囲内とし、契約時に監督職員と協議し決定するものとする。

4 . 提出書類

- (1) 工事工程管理に基づき、月末の工事進捗見込みを、当月25日までに報告するものとする。
- (2) 共通仕様書に基づく施工計画書は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出するものとする。
施工計画書の作成にあたっては、前述の工事内容、受注者の現地調査結果、及び関係工区の施工方法、並びに経験上から来る変更設計の提案等を反映させ、監督職員の確認を得ること。
- (3) 出来高数量等は、契約工期期限の概ね3ヶ月前までに提出すること。

5 . 構造物等の充分確認

受注者は、構造物の設計図面等が現地に適合しているか、安全上問題ないか、維持管理上問題ないか等を常に考え確認しながら施工を進め、構造の変更が必要な場合は、必ず監督職員の指示を得てから施工すること。

なお、受注者の確認不足により施工し、支障が生じた場合は、受注者の責任において対応すること。

6 . 見積もり等による施工単価及び資材単価

本工事において、見積等により定めている施工単価及び資材単価は、別添「金抜き設計書」に記載したとおりである。

7 . 個人情報の取扱い

個人情報の取り扱いにあたっては、個人情報取扱特記事項(別紙-2)を遵守しなければならない。

安全対策

第 1 条 工事施工のための安全対策

1 分別解体等の方法

(1) 安全標識

- 1) 立入り禁止の標識
- 2) 制限速度及び注意の標識
- 3) 工事予告の標識
- 4) その他上記に準ずるもので掲示板、看板、立札、安全灯、各種標識、掲揚灯、保安灯、回転灯

2 安全施設

(1) 工事現場の囲い、手すり、地すり(幅木)

- 1) 工事現場周辺の囲い、有刺鉄線、ロープ等
- 2) 墜落の危険のある作業場所での手すり、地すり、安全ロープ等
- 3) 落下物に対する簡単な金網、板等の防護施設

(2) 高圧機器の感電防止柵等

- 1) 地上に設置する変圧及び、高圧負荷の機器の防護柵等
- 2) 簡易クレーン等が道路または、道路上を横断する場合、落下物に対する簡単な防護施設

(3) 警報装置等

- 1) 交通頻繁な出入口等に設置する警報装置(信号機、カーブミラー等)
- 2) 危険区域からの退避等を知らせる警報装置(鐘、サイレン等)
- 3) その他(トランシーバー、保安灯の電池、赤旗等)

(4) 交通安全施設等

バリケード、セーフティコーン、進入防止柵、歩道柵、放送施設、その他警報施設、遮断機等

(5) その他上記に準ずる危険防止施設

3 監視員等の配備

(1) 監視員

- 1) 線路に接近して行う作業で列車及び作業員の安全確保の必要な場合の監視
- 2) コンクリート橋梁仮設作業等の支保工の変形圧縮沈下等の監視
- 3) 土石の崩壊または落下の危険のある作業場所での監視
- 4) 道路及び通路等に接近して作業をする場合の道路監視

(2) 誘導員

- 1) 土砂場、崖縁、見通し困難な場所、工事用道路と一般道路との交差する箇所、土石等の崩壊、落下の恐れのある箇所、または他の作業箇所と接近する箇所等で安全に必要な箇所での誘導
- 2) 一般公道上で作業する場合の誘導
- 3) その他上記に準ずるもの

(3) 見張り員

- 1) 倒壊及びコンクリート塊、鉄片等の飛散、落下に対する災害防止に必要な場合の見張り
- 2) 見通しの悪いところの見張り
- 3) その他上記に準ずるもの

(4) 信号手

- 1) トラック等の出入頻繁な箇所の信号手
- 2) 点火(発破作業)の合図、退避の合図(旗振り)のため
- 3) 危険作業及び交通頻繁な箇所の信号手
- 4) その他上記に準ずるもの

(5) 安全用品

保安帽、命綱、防じんマスク、防毒マスク、耳栓、信号筒、発煙筒等

第 2 条 安全・訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

【個人情報取扱特記事項】

(基本的事項)

第 1 受注者は、個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、または識別され得るものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第 2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、解除された後においても、同様とする。

受注者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならないこと、その他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(保有の制限等)

第 3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

受注者は、この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(適正管理)

第 4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第 5 受注者は、発注者の指示または承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、または提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第 6 受注者は、発注者の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、または複製してはならない。

(再委託の禁止)

第 7 受注者は、発注者の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

(資料等の返還)

第 8 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡され、または自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに発注者に返還し、または引き渡すものとする。

(事故報告)

第 9 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、または生じるおそれがある事を知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(実施調査)

第 10 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

(指示)

第 11 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第 12 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

工事施工条件明示

工事名：農村地域防災減災事業（河川応急） 大坪地区 起伏ゲート製作据付工事

（令和8年1月版）

明示事項	明示内容	該当	出典	頁															
基本事項	概算数量発注	・ 概算数量発注方式による積算、工期設定	－	共通仕様書 ③1-1-19	244														
	契約保証金	・ 契約の保証は、当初請負金額が500万円を超える場合、請負金額の10分の1以上の金銭的保証を要す。	○	契約書 第36条	－														
	前払金	・ 前払金を40%の範囲内で支払うことができる。	○	契約書 第35条	－														
		・ 中間前払金を請求することができる。	○																
	部分払	・ 部分払の請求は2回以内とし、前払金がある場合も2回とする。ただし、中間前払金があるときは、部分払は行わない。	○	契約書 第38条	－														
	繰越予定工事の工期	・	－	共通仕様書 ③1-1-3	238														
	余裕期間	・ 余裕期間を設定した契約方式の対象工事	－	共通仕様書 ③1-1-4	238														
	週休2日試行工事	・ 週休2日試行工事の対象工事	○	共通仕様書 ③1-1-16	244														
	環境改善実施要領	・ 工事の実施にあたっては、「環境改善実施要領(工事編)」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。	○	共通仕様書 ③1-1-43	252														
	品質証明	・ 品質証明の対象工事	○	共通仕様書 ③1-1-9	240														
	中間検査	・ 中間検査を実施する工事	○	共通仕様書 ③1-1-2	238														
	法定外の労災保険の付与	・ 「農林水産省土地改良工事積算基準」を適用する全ての工事	○	共通仕様書 ①1-1-52	24														
	熱中症対策	・ 熱中症対策に資する現場管理費の補正の対象工事	○	共通仕様書 ③1-1-25	246														
	時間的制約を受ける工事	・ 時間的制約を受ける工事の対象工事	－	共通仕様書 ③1-1-23	245														
	施工箇所が点在する工事	・ 施工箇所が点在する工事の対象工事	－	共通仕様書 ③1-1-28	247														
	現場環境改善費	・ 現場環境改善費の適用工事	－	共通仕様書 ③1-1-21	245														
	建設キャリアアップシステム	・ 建設キャリアアップシステム活用の対象工事(受注者希望型)	○	共通仕様書 ③1-1-8	239														
	三者技術調整会	・ 三者技術調整会を開催する工事 共通仕様書の改定までの間は以下のとおりとする。 三者技術調整会は、「農業農村整備事業 三者技術調整会実施要領」に基づき実施することとするが、当該要領は鹿児島県ホームページによる。	－	実施要領 共通仕様書 ③1-1-18	244														
	快適トイレの設置	・ 建設現場における「快適トイレ」設置の対象工事(受注者希望型)	○	共通仕様書 ③1-1-22	245														
	施工パッケージ型積算基準	・ 農林水産省制定「土地改良積算基準」以外の他省庁が定める施工パッケージ型積算方式を利用 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>歩掛名</th> <th>使用基準</th> <th>制定元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	歩掛名	使用基準	制定元													－	共通仕様書 ③1-1-20
歩掛名	使用基準	制定元																	
石綿使用の有無	・ 受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿(アスベスト)の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。 石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督署に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。	－	共通仕様書 ①1-1-54	24															
地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更	・ 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更の対象工事	－	共通仕様書 ③1-1-45	253															
工事関係	夜間工事	・ アスファルト合材夜間小ロセット料金が発生する工事	－	共通仕様書 ③1-1-24	245														
	1日未満で完了する作業	・ 1日未満で完了する作業	－	共通仕様書 ③1-1-26	246														
	ICT活用工事	・ 発注者指定型 ICT活用工事の対象工事	－	特別仕様書	－														
	ICT活用工事	・ 受注者希望型 ICT活用工事の対象工事	－	共通仕様書 ③1-1-15	243														

※1 「該当」欄について ○：該当(適用)する ー：該当(適用)しない
 ※2 「出典」欄共通仕様書について ①：第1編 ②：第2編 ③：第3編 【例】③1-1-39 → 第3編第1章第1節第39条

工事施工条件明示

工事名： 農村地域防災減災事業（河川応急） 大坪地区 起伏ゲート製作据付工事

（令和8年1月版）

明示事項	明示内容	該当	出典	頁																																				
工事関係	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>呼び強度 (N/mm²)</th> <th>スランブ (cm)</th> <th>粗骨材最大寸法 (mm)</th> <th>水セメント比 (%)</th> <th>セメントの種類</th> <th>使用目的</th> </tr> <tr> <td>24</td> <td>12</td> <td>25</td> <td>55</td> <td>BB</td> <td>2次コンクリート</td> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>	呼び強度 (N/mm ²)	スランブ (cm)	粗骨材最大寸法 (mm)	水セメント比 (%)	セメントの種類	使用目的	24	12	25	55	BB	2次コンクリート																									○	共通仕様書 ③2-2-1	254
	呼び強度 (N/mm ²)	スランブ (cm)	粗骨材最大寸法 (mm)	水セメント比 (%)	セメントの種類	使用目的																																		
	24	12	25	55	BB	2次コンクリート																																		
構造物品質確認調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造物品質確認調査の実施 対象構造物： 頭首工本体 	○	共通仕様書 ③2-2-2	254																																				
遠隔臨場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遠隔臨場の試行対象(受発注者協議による) 	○	試行要領	-																																				
建設副産物	建設発生土の処理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設発生土は、下記の場所に搬出すること。 受入場所の名称： 受入場所の所在地： 搬出土量： m³ 運搬距離： km その他： 	-	共通仕様書 ③1-1-38	249																																				
	再生資材の利用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 下記の資材の使用に際し、再生資材を利用すること。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>資材名</th> <th>規格</th> <th>備考</th> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>	資材名	規格	備考													-	共通仕様書 ③1-1-39	250																					
	資材名	規格	備考																																					
建設発生土の利用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 盛土又は埋戻に使用する土は、下記工事からの建設発生土(又は購入土、建設汚泥処理土)を利用する。 建設発生土の種類： 工事名： 所在地： 	-	共通仕様書 ③1-1-39	250																																					
指定副産物(コンクリート塊)の再生利用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 30cm程度に小割して、盛土材として利用する。 	-	共通仕様書 ③1-1-39	250																																					
建設リサイクル法 ①分別解体の方法 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th>分別解体等の方法</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">①仮設</td> <td>仮設工事 <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>土工 <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③基礎工事</td> <td>基礎工事 <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>④本体構造 <input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>⑤本体付属物 <input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td> <td>本体付属物の工事 <input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td> </tr> </table> ②施設の名称及び所在地 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> <th>運搬距離</th> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table> ③受入時間 ○ ○ 処分場： ○○時○○分～○○時○○分 △ △ 処分場： エコパーク 鹿児島： ※上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。	工程	作業内容	分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	土工 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	③基礎工事	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	④本体構造 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	⑤本体付属物 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	本体付属物の工事 <input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離																	○	共通仕様書 ③1-1-39	251	
工程	作業内容	分別解体等の方法																																						
①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																																						
	土工 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																																						
③基礎工事	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																																						
	④本体構造 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																																						
⑤本体付属物 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	本体付属物の工事 <input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																																						
廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離																																					

※1 「該当」欄について ○：該当（適用）する -：該当（適用）しない
 ※2 「出典」欄共通仕様書について ①：第1編 ②：第2編 ③：第3編 【例】③1-1-39 → 第3編第1章第1節第39条

工事施工条件明示

工事名： 農村地域防災減災事業（河川応急） 大坪地区 起伏ゲート製作据付工事

（令和8年1月版）

明示事項	明示内容	該当	出典	頁																	
建設副産物 建設汚泥の再生利用	①処理概要 ②品質区分基準	-	共通仕様書 ③1-1-39	250																	
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <th style="width: 25%;">中間処理の場所</th> <th style="width: 25%;">中間処理の方法</th> <th style="width: 25%;">再生品の品質</th> <th style="width: 25%;">利用用途</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> ・「建設汚泥処理土の品質区分基準」の確認に要する費用は、下記の条件により算出 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <th style="width: 30%;">品質区分基準</th> <th style="width: 40%;">指標等</th> <th style="width: 30%;">試験回数</th> </tr> <tr> <td>品質基準</td> <td>コーン指数</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>生活環境保全上の基準</td> <td>土壌環境基準(環境基本法) 特定有害物質の含有量基準(土壌汚染対策法)</td> <td> </td> </tr> </table>				中間処理の場所	中間処理の方法	再生品の品質	利用用途									品質区分基準	指標等	試験回数	品質基準	コーン指数
中間処理の場所	中間処理の方法	再生品の品質	利用用途																		
品質区分基準	指標等	試験回数																			
品質基準	コーン指数																				
生活環境保全上の基準	土壌環境基準(環境基本法) 特定有害物質の含有量基準(土壌汚染対策法)																				
建設汚泥の搬出	①施設の名称及び所在地 ②受入時間	-	共通仕様書 ③1-1-39	251																	
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <th style="width: 25%;">廃棄物の種類</th> <th style="width: 25%;">施設の名称</th> <th style="width: 25%;">所在地</th> <th style="width: 25%;">運搬距離</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> ○ ○ 処 分 場： △ △ 処 分 場： エコパーク鹿児島： ※上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。				廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離													
廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離																		
根 株、伐採木等の利用	①発生工事 ②利用工事	-	共通仕様書 ③1-1-40	252																	
	舗装切断作業時に発生する排水の処理				-	共通仕様書 ③1-1-44	252														
工事支障物件等	支障物件(電柱、水道等)	-	特記事項	-																	
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <th style="width: 25%;">支障物件名</th> <th style="width: 25%;">番号等</th> <th style="width: 25%;">数量</th> <th style="width: 25%;">申請の状況</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>				支障物件名	番号等	数量	申請の状況													
支障物件名	番号等	数量	申請の状況																		
その他	支給材料及び貸与品	-	共通仕様書 ①1-1-21	9																	
	工事現場発生材				-	共通仕様書 ①1-1-22	10														
	部分使用							-	契約書 第34条 共通仕様書 ①1-1-32	14											

※1 「該当」欄について ○：該当（適用）する -：該当（適用）しない
 ※2 「出典」欄共通仕様書について ①：第1編 ②：第2編 ③：第3編 【例】③1-1-39 → 第3編第1章第1節第39条